

行 政 報 告

(令和 7 年第 6 回臨時会)

(報告事項)

- 1 令和 7 年 9 月 2 0 日の大雨・暴風への対応及び公共施設等の被害について
- 2 公用車の運行管理について

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

行政報告（令和7年第6回臨時会）

令和7年第6回厚真町議会臨時会にあたり、次の2点についてご報告申し上げます。

（令和7年9月20日の大雨・暴風への対応及び公共施設等の被害について）

最初に、9月20日夜から翌21日明け方にかけて発生した大雨・暴風への対応状況及び公共施設等の被害状況についてご報告いたします。

9月20日16時10分、気象庁より暴風警報（海上）が発表されるとともに、前線を伴った低気圧による大雨が予報されたことから、町は「注意配備」体制を敷き、同日17時00分には防災行政無線等を通じて大雨及び強風への注意喚起を実施し、防災担当を中心とした警戒体制を強化しました。

同日19時頃より雨が降り始めましたが、その後急激に勢いを増し、22時15分には洪水警報、23時13分には大雨警報（浸水害）が発表されました。さらに翌0時には土砂災害警戒情報、0時26分には記録的短時間大雨情報が発表されました。アメダスの観測によれば、20日18時から翌21日6時までの12時間降水量は173ミリ、最も雨が強かった21日0時から1時までの1時間降水量は88ミリとなり、短時間に記録的な降水量となりました。地域としては、特に南部地域で雨量が多かった模様です。

町では警報等の発令に合わせ、20日22時20分に第1種非常配備、翌21日0時には第2種非常配備へ移行し、災害対策本部を設置しました。雨が急激に強まったのが深夜となったことから、避難指示による二次災害の危険があると判断し、特に土砂災害発生の危険性が高い地域に対して、消防と連携のうえ個別に訪問して注意喚起を行うなどの対応を実施しました。

その後雨が弱まり、3時10分には土砂災害警戒情報が解除、7時11分に

は全ての警報が解除されたことから、非常配備体制を解除しました。

この大雨により、町内の道路・河川などの公共施設については、道路が路肩損傷などで１７路線７４箇所、河川が河岸欠損などで１９河川５６箇所の被害がありました。

また、収穫期であった農作物及び農業施設の状況ですが、浸水・冠水等が確認された農作物の面積は２５８ヘクタールで、内訳は水稻６９ヘクタール、豆類、てん菜等の畑作物が１４１ヘクタール、飼料作物が４１ヘクタール、露地野菜・施設園芸が７ヘクタールであります。エゾシカ侵入防止柵については２,９００ｍが倒壊しました。農作物の被害金額は約４４,８００千円と見込んでおります。

農業施設では、法面崩壊等の農地損壊が３５件、用排水路等の損壊が８４件、農道の損壊が３０件、その他１６件で、被害金額は約５６,５００千円と見込んでおります。農業施設災害の復旧にあたっては、被災地域の多面的機能支払事業の資源保全協議会と調整を図り、比較的軽微でかつ対応が容易な復旧工事は資源保全協議会で対応していただくことで協議を進めております。来年の再生産に向け、復旧工事が必要となる一部の農業施設等については、町単独の支援を行う必要があると判断し、過去の災害対応と同様に「農業施設等被災に対する災害復旧事業特別要綱」を制定し、本臨時会において提案の補正予算で対応したいと考えております。

林業施設については、林道等の１０路線が崩土、路肩崩壊などの被害により通行不可となっています。林道等の修繕作業は継続して実施しており、災害復旧事業として申請予定の林道２路線分の測量調査設計費１０,０００千円を専決処分させていただき、復旧作業を進めております。治山施設においても、高丘・宇隆地区の流末施設の一部が土砂で閉塞しておりましたので、土砂除去作

業中であります。

学校施設では、厚真中学校グラウンド周辺の法面、排水路が損壊し、応急復旧で対応しております。その他、厚南中学校では、排水設備の一部損壊が確認されています。

以上の被害に対し、緊急に復旧工事が必要となるものについては、先に申し上げた林道調査設計費を含め、災害復旧費 23,220 千円を専決処分させていただきました。あわせて、本格的な復旧費用は本臨時会における補正予算案として災害復旧費 94,850 千円を計上させていただいております。

このたびの大雨により被災された生産者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、関係機関との連携を密にし、迅速に災害復旧事業に取り組んでまいります。

（公用車の運行管理について）

次に、公用車の運行管理についてご報告申し上げます。

テレビ受信ができる公用車のカーナビなどをめぐり全国の自治体でNHK受信料の未払いが判明している問題について、本町においても確認・調査したところ、未契約車両が16台であることが判明しました。カーナビもテレビ同様に放送法で定められた受信設備にあたり、契約義務があるという認識が不足しておりました。現在、NHKに未払い受信料の金額を確認しているところですが、12月開催の第4回定例会において所要額を補正予算計上し、未払い受信料を支払うこととします。また、業務上、公用車においてテレビを視聴することはありませんので、全車両のチューナーなどの受信機能は除去し、今後は公用車を調達する際、不要なテレビ受信機能を搭載しないこととします。

このたびの未契約・未払いは、町の認識不足、管理体制の不備に起因するも

のであり、町民の皆さまの信頼を損ね、町財政に負担を生じさせる事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、改正道路交通法施行規則が施行されたことに伴い、令和４年４月１日から業務として運転しようとする職員および運転を終了した職員に対し、飲酒の有無を確認することが義務付けられたため、アルコールチェックを実施しておりますが、日本郵便において、貨物自動車運送事業法に定められている配達員のアルコール検査などの点呼が不適切であったとして、全国の郵便局に軽自動車の使用停止の行政処分が出された問題を受け、改めて、庁内ならびに各施設におけるアルコールチェック実施の徹底および安全運転について、注意喚起を行ったところであります。

以上ご報告申し上げます。